

TAKATSUKI

★ 農委だより

第 106 号
令和 4 年 9 月

編集・発行
高槻市農業委員会
〒569-8501
大阪府高槻市桃園町2番1号
Tel:072-674-7421

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/



各地区で開催される遊休農地対策協議会

これらの方法は、対象

所有者自らが耕作困難な場合は、農地の貸借を行うことも可能です。貸借の方法としては、利用権の設定によるものか、農地の貸借の仲介を行う組織である「農地中間管理機構（大阪府みどり公社）」の事業を利用することもできます。

ります。

が市街化調整区域の農地に限定されますが、農地法に基づく貸借と比較すると簡素な手続きで、公的機関が間に入るため安心です。貸借を検討する場合はぜひご利用ください。
なお、農地中間管理機構による貸借の具体的な利用方法は、**下図**のとおりとなります。

遊休農地の解消に向け 農地利用状況調査を実施

農業者の高齢化や担い手不足等により、遊休農地が増加しています。本市では関係者による連携・協力のもと、平成22年度から「遊休農地対策本部」を組織し、市内10地区の「対策協議会」において解消に向けた取組を進めています。

遊休農地の未然防止のため 予備軍も合わせて調査

今年度も9月下旬に市内全域の農地を対象に、各地区別に「利用状況調査」を行いました。当該調査では、法

自ら耕作できない場合は貸借も 農地中間管理機構も活用を

今後本調査の結果、遊休農地と判定された農地については、所有者などに対し、当該農地の「利用意向調査」を実施します。



利用状況調査の様子

農地を貸したい方

- ① 貸付希望申出書を提出
 - ② 条件に適合する農地はみどり公社のHPに掲載
 - ③ 借受希望者が現れた場合は貸借の手続き
- ※対象は市街化調整区域のみ

農地を借りたい方

- ① 借受希望者の募集に応募
(応募はみどり公社のHPから)
- ② 農地情報の閲覧
- ③ 借受希望農地の申し込み
- ④ 審査・決定

農地中間管理事業の利用方法

農地が一度遊休化してしまうと、復元のために大きな労力が必要となるばかりか、周辺農地にも悪影響を与えかねません。適切な維持管理と解消に向けた各種制度の活用をお願いします。

詳しくは
大阪府みどり公社へ

TEL: 06・6266・8916
HP: <https://osaka-midori.jp/>

Photo



News



地域の小学生が自然と農業に触れる学習田

地域の小学生たちが総合的な学習として、学習田で田植えを行いました。この取り組みは、農業体験により、農業や自然環境保全への理解を深めるために行っているもので、地元実行組合をはじめ、多くの農家の方々の協力によって成り立っています。

子どもたちと一緒に田植えをする濱田市長

各小学校で田植えに励む小学生たち



抑制蔬菜品評会

8月4日に抑制蔬菜品評会が檜田・萩谷地区で行われました。抑制蔬菜とは、比較的冷涼な地域で寒暖差を利用し、本来の収穫時期をずらした野菜です。

品評会は、生産者さんたちが切磋琢磨し意欲向上を目指すもので、今回の品評会では、15品が出品され、優秀賞に大上誠さんのナス、優良賞には鈴木善大さんのトマトと久保謙治さんのトウガラシが選ばれました。

服部越瓜品評会



服部越瓜品評会で行われた審査

7月20日にJAたかつき清水支店で「なにわの伝統野菜」に認証されている「服部越瓜」の品評会が開催されました。当日は、11品が出品され、優秀賞には深井謙一さん、優良賞には氏原正雄さんと平田春生さんがそれぞれ選ばれました。



優秀賞を受賞した大上誠さんのナス